

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

令和3年6月1日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において、適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例について、適用期限を1年延長し、令和6年3月31日までとする。（付則第4項）

2 新旧対照表

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和三年三月文京区条例第九号）

改正後（案）	現行
付 則 1～3 （略） 4 この条例の施行の日から <u>令和六年三月三十一日</u> までの間における前二項の規定の適用については、付則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万二千六百元」とあるのは「八千九百元」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「八千九百元」とあるのは「五千七百元」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項及びアイスクリーム類製造業の項中「八千九百元」とあるのは「八千四百元」と、同表魚介類販売業の項中「八千九百元」とあるのは「五千七百元」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万二千六百元」とあるのは「八千四百元」と、前項の表つけ物製造業の項中「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万二千六百元」及び「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と、同表調味料等製造業の項中「九千六百元」とあるのは「七千八百元」と、同表魚介類加工業の項中「九千六百元」及び「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と読み替えるものとする。	付 則 1～3 （略） 4 この条例の施行の日から <u>令和五年三月三十一日</u> までの間における前二項の規定の適用については、付則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万二千六百元」とあるのは「八千九百元」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「八千九百元」とあるのは「五千七百元」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項及びアイスクリーム類製造業の項中「八千九百元」とあるのは「八千四百元」と、同表魚介類販売業の項中「八千九百元」とあるのは「五千七百元」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万二千六百元」とあるのは「八千四百元」と、前項の表つけ物製造業の項中「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万二千六百元」及び「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と、同表調味料等製造業の項中「九千六百元」とあるのは「七千八百元」と、同表魚介類加工業の項中「九千六百元」及び「八千四百元」とあるのは「七千八百元」と読み替えるものとする。